

平成22年11月30日

号外第1号

毎週火・金曜日発行

## 秋田県公報



## ■ 目 次 ■

## 条 例

- 県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（52・人事課）……………4
- 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（53・人事課）……………4
- 知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例（54・人事課）……………25
- 市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（55・教育庁総務課）……………25
- 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例（56・教育庁総務課）……………36

## この号で公布された条例のあらまし

## ◇県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第52号）

- 1 県議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和22年秋田県条例第10号）の一部改正（第1条による改正）  
平成22年12月に支給する期末手当の支給割合を100分の152.5（現行100分の160）に引き下げることにした。（第1条の2関係）
- 2 県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正（第2条による改正）  
平成23年6月期以降の期末手当の支給割合を次のとおり改定することにした。（第1条の2関係）

支給月	改正前	改正後
6月	140/100	137.5/100
12月	152.5/100	155/100
年間支給割合	292.5/100	292.5/100

## 3 施行期日

この条例は、平成22年12月1日から施行することとした。ただし、2は、平成23年4月1日から施行することとした。

## ◇一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（秋田県条例第53号）

- 1 一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年秋田県条例第22号）の一部改正（第1条による改正）  
(1) 12月に支給する期末手当の支給割合を次のとおり引き下げることにした。（第21条関係）

職員の区分		改正前	改正後
再任用職員以外の職員	特定幹部職員以外の職員	145/100	135/100
	特定幹部職員	125/100	115/100
再任用職員	特定幹部職員以外の職員	80/100	77.5/100
	特定幹部職員	70/100	67.5/100

- (2) 12月に支給する勤勉手当の支給割合を次のとおり引き下げることにした。（第22条関係）

職員の区分	改正前	改正後

再任用職員	特定幹部職員以外の職員	35/100	32.5/100
	特定幹部職員	45/100	42.5/100

- (3) 医師を除く中高年齢層の職員に係る給料月額を引き下げることとした。(別表第1～別表第6関係)
- (4) 当分の間、55歳を超える職員(行政職給料表6級相当以上の職員に限り、医師等を除く。)に対する給料月額の支給について、給料月額に100分の1を乗じて得た額に相当する額を給料月額から減額することとした。(附則第2項～附則第5項関係)
- 2 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正(第2条による改正)  
6月に支給する期末手当の支給割合を次のとおり引き上げることとした。(第21条関係)

職員の区分		改正前	改正後
再任用職員	特定幹部職員以外の職員	60/100	62.5/100
	特定幹部職員	50/100	52.5/100

- 3 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成12年秋田県条例第152号)の一部改正(第3条による改正)
- (1) 第1号任期付研究員に適用する給料表の給料月額を引き下げることとした。(第5条関係)
- (2) 12月に支給する期末手当の支給割合を100分の152.5(現行100分の160)に引き下げることとした。(第6条関係)
- 4 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正(第4条による改正)  
6月に支給する期末手当の支給割合を100分の137.5(現行100分の140)に引き下げ、12月に支給する期末手当の支給割合を100分の155(現行100分の152.5)に引き上げることとした。(第6条関係)
- 5 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成14年秋田県条例第69号)の一部改正(第5条による改正)
- (1) 特定任期付職員に適用する給料表の給料月額を引き下げることとした。(第7条関係)
- (2) 特定任期付職員の12月に支給する期末手当の支給割合を100分の152.5(現行100分の160)に引き下げることとした。(第8条関係)
- 6 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正(第6条による改正)  
特定任期付職員の6月に支給する期末手当の支給割合を100分の137.5(現行100分の140)に引き下げ、12月に支給する期末手当の支給割合を100分の155(現行100分の152.5)に引き上げることとした。(第8条関係)
- 7 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成18年秋田県条例第5号)の一部改正(第7条による改正)  
職員の現給保障額を引き下げることとした。(附則第7項関係)
- 8 施行期日等
- (1) この条例は、平成22年12月1日から施行することとした。ただし、2、4及び6は、平成23年4月1日から施行することとした。
- (2) 平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置を定めることとした。
- (3) 職員の育児休業等に関する条例(平成4年秋田県条例第6号)ほか4条例について、所要の規定の整理を行うこととした。

◇知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第54号)

- 1 知事等の給与および旅費に関する条例(昭和31年秋田県条例第33号)の一部改正(第1条による改正)  
平成22年12月に支給する期末手当の支給割合を100分の152.5(現行100分の160)に引き下げることとした。(第8条関係)
- 2 知事等の給与および旅費に関する条例の一部改正(第2条による改正)  
平成23年6月期以降の期末手当の支給割合を次のとおり改定することとした。(第8条関係)

支給月	改正前	改正後
6月	140/100	137.5/100
12月	152.5/100	155/100

年間支給割合	292.5/100	292.5/100
--------	-----------	-----------

### 3 施行期日

この条例は、平成22年12月1日から施行することとした。ただし、2は、平成23年4月1日から施行することとした。

#### ◇市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（秋田県条例第55号）

##### 1 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年秋田県条例第59号）の一部改正（第1条による改正）

(1) 12月に支給する期末手当の支給割合を次のとおり引き下げることとした。（第22条関係）

職員の区分	改正前	改正後
再任用職員以外の職員	145/100	135/100
再任用職員	80/100	77.5/100

(2) 再任用職員の12月に支給する勤勉手当の支給割合を100分の32.5（現行100分の35）に引き下げることとした。（第23条関係）

(3) 中高年齢層の職員に係る給料月額を引き下げることとした。（別表第1～別表第3関係）

(4) 当分の間、55歳を超える職員（教育職給料表4級相当以上の職員に限り、再任用職員を除く。）に対する給料月額の支給について、給料月額に100分の1を乗じて得た額に相当する額を給料月額から減額することとした。（附則第2項～附則第5項関係）

##### 2 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正（第2条による改正）

再任用職員の6月に支給する期末手当の支給割合を100分の62.5（現行100分の60）に引き上げることとした。（第22条関係）

##### 3 市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例（平成18年秋田県条例第36号）の一部改正（第3条による改正）

職員の現給保障額を引き下げることとした。（附則第7項関係）

### 4 施行期日等

(1) この条例は、平成22年12月1日から施行することとした。ただし、2は、平成23年4月1日から施行することとした。

(2) 平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置を定めることとした。

#### ◇教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例（秋田県条例第56号）

##### 1 教育長の給与及び旅費等に関する条例（昭和58年秋田県条例第17号）の一部改正（第1条による改正）

平成22年12月に支給する期末手当の支給割合を100分の152.5（現行100分の160）に引き下げることとした。（第2条関係）

##### 2 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部改正（第2条による改正）

平成23年6月期以降の期末手当の支給割合を次のとおり改定することとした。（第2条関係）

支給月	改正前	改正後
6月	140/100	137.5/100
12月	152.5/100	155/100
年間支給割合	292.5/100	292.5/100

### 3 施行期日

この条例は、平成22年12月1日から施行することとした。ただし、2は、平成23年4月1日から施行することとした。

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

- 一 県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 二 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 三 知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 四 市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
- 五 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

平成二十二年十一月三十日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県条例第五十二号

県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 県議会議員の議員報酬等に関する条例(昭和二十二年秋田県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項中「百分の百二十、」を「百分の百二十」に、「百分の百四十、」を「百分の百四十」に、「百分の百四十五」を「百分の百三十五」に、「百分の百六十」を「百分の百五十二・五」に改める。

附則第四項を次のように改める。

4 平成二十二年十二月に支給する期末手当については、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十二年秋田県条例第五十三号)附則第二項及び第三項の規定は、適用しない。

第二条 県議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第一条の二第二項中「百分の百四十」を「百分の百三十七・五」に、「百分の百五十二・五」を「百分の百五十五」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年十二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

秋田県条例第五十三号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「まで」の下に「及び附則第二項第三号」を加え、同条第二項中「百分の百四十五」を「百分の百三十五」に改め、「第二十二條」の下に「及び附則第五項」を加え、「百分の百二十五」を「百分の百十五」に改め、同条第三項中「百分の百二十、」を「百分の百二十」に、「百分の六十、」を「百分の六十」に、「百分の百四十五」を「百分の百三十五」に、「百分の八十」を「百分の七十七・五」に、「百分の百二十五」を「百分の百十五」に、「百分の七十」を「百分の六十七・五」に改め、同条第四項中「死亡した日現在」の下に「。附則第二項第三号において同じ。」を加える。

第二十二條第一項中「この条」の下に「及び附則第二項第四号」を加え、同条第二項第一号中「次項」の下に「及び附則第二項第四号」を加え、同項第二号中「百分の三十五」を「百分の三十二・五」に、「百分の四十五」を「百分の四十二・五」に改める。

附則第二項から第四項までを次のように改める。

2 当分の間、職員(次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。))のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たつては、当該特定職員が五十五歳に達した日後における最初の四月一日(特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 給料月額 当該特定職員の給料月額に百分の一を乗じて得た額(当該特定職員の給料月額に百分の九十九を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合(以下この項、附則第四項及び第五項において「最低号給に達しない場合」という。))にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下この項及び附則第四項において「給料月額減額基礎額」という。)

二 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に百分の一を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に第十一条の二第二項各号に定める割合を乗じて得た額)

三 期末手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額(第二十一条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額と同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額(同項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(以下この号において「管理監督職員」という。))にあつては、その額に、給料月額と同項に規定する百分の二十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加

算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第二項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、百分の一を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額(同条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあつては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する百分の二十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第二項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)

- 四 勤労手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額(第二十二条第四項において準用する第二十一条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額(同項に規定する人事委員会規則で定める管理又は監督の地位にある職員(以下この号において「管理監督職員」という。)にあつては、その額に、給料月額に同項に規定する百分の二十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第五項において「勤労手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤労手当に係る第二十二条第二項前段に規定する人事委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額に百分の一を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額(同条第四項において準用する第二十一条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあつては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する百分の二十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第五項において「勤労手当減額基礎額」という。)に、当該特定職員に支給される勤労手当に係る第二十二条第二項前段に規定する人事委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額)
- 五 定時制通信教育手当 当該特定職員の定時制通信教育手当の月額に百分の一を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に第二十三条の二第二項に規定する割合を乗じて得た額)
- 六 農林漁業普及指導手当 当該特定職員の農林漁業普及指導手当の月額に百分の一を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に百分の八を乗じて得た額)
- 七 第二十四条第一項から第五項まで又は第七項の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- イ 第二十四条第一項 前各号に定める額
  - ロ 第二十四条第二項又は第三項 第一号から第三号までに定める額に百分の八十を乗じて得た額
  - ハ 第二十四条第四項 第一号及び第二号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
  - ニ 第二十四条第五項 第一号から第三号までに定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
  - ホ 第二十四条第七項 第三号に定める額に百分の八十を乗じて得た額(同条第五項の規定により給与の支給を受ける職員にあつては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額)

給料表	職務の級
行政職給料表	六級
公安職給料表	七級
教育職給料表(一)	四級
教育職給料表(二)	四級
研究職給料表	四級
医療職給料表(一)	六級

- 3 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となつた場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
- 4 附則第二項の規定により給与が減せられて支給される職員についての第十四条から第十七条までに規定する勤務一時間当たりの給与額は、第十九条の二の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額に百分の一を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額)に相当する額を減じた額とする。
- 附則第六項を附則第七項とし、附則第五項を附則第六項とし、附則第四項の次に次の一項を加える。
- 5 附則第二項の規定が適用される間、第二十二条第二項第一号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に

掲げる職員で附則第二項の規定により給与が減せられて支給されるものの勤労手当減額対象額に百分の〇・六七五(特定幹部職員にあつては、百分の〇・八七五)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、勤労手当減額基礎額に百分の六十七・五(特定幹部職員にあつては、百分の八十七・五)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第1 (第4条関係) 行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級	給料月額								
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
41		196,300	254,200	297,400	344,400	370,100	398,400	443,200	477,400	540,300
42		198,200	255,600	299,100	346,300	371,300	399,600	444,000	478,100	
43		199,500	257,000	300,800	348,200	372,500	400,800	444,800	478,900	
44		200,800	258,400	302,500	350,100	373,700	402,000	445,600	479,700	
45		202,000	259,700	304,200	352,000	374,700	403,000	446,400	480,500	
46		203,300	261,100	305,900	353,600	375,600	403,700	447,200		
47		204,600	262,500	307,600	355,200	376,500	404,400	448,000		
48		205,900	263,900	309,300	356,800	377,400	405,100	448,800		
49		207,100	265,200	310,600	358,500	378,400	405,900	449,400		
50		208,200	266,400	312,200	359,700	379,200	406,600	450,200		
51		209,300	267,700	313,800	360,900	380,000	407,300	451,000		
52		210,400	269,000	315,400	362,000	380,800	408,000	451,800		
53		211,600	270,100	317,100	363,000	381,700	408,800	452,400		
54		212,600	271,400	318,700	364,100	382,400	409,500	453,200		
55		213,600	272,700	320,300	365,100	383,100	410,200	454,000		
56		214,600	274,000	321,900	366,200	383,800	410,900	454,800		
57		215,400	275,200	323,400	367,100	384,500	411,600	455,400		
58		216,400	276,300	324,600	367,800	385,100	412,300	456,200		
59		217,300	277,400	325,800	368,500	385,800	413,000	457,000		
60		218,300	278,500	327,000	369,200	386,500	413,700	457,800		
61		219,200	279,700	328,100	369,800	387,000	414,300	458,400		
62		220,200	280,700	329,100	370,500	387,700	415,000			
63		221,200	281,700	330,000	371,200	388,400	415,700			
64		222,200	282,700	331,000	371,900	389,100	416,400			
65		223,000	283,500	331,900	372,400	389,600	416,900			
66		224,000	284,400	332,700	373,100	390,300	417,500			
67		225,000	285,300	333,500	373,800	391,000	418,200			
68		226,100	286,200	334,300	374,500	391,700	418,900			
69		226,900	287,200	335,200	375,000	392,200	419,400			
70		227,700	288,000	335,900	375,700	392,900	420,100			
71		228,500	288,800	336,600	376,400	393,600	420,800			
72		229,300	289,600	337,300	377,100	394,300	421,500			
73		230,100	290,400	337,800	377,600	394,800	422,000			
74		230,800	290,900	338,400	378,300	395,500	422,700			
75		231,500	291,400	339,000	379,000	396,200	423,400			
76		232,200	291,900	339,600	379,700	396,900	424,100			
77		233,000	292,300	340,000	380,200	397,300	424,600			
78		233,800	292,700	340,500	380,800	398,000				
79		234,600	293,100	341,000	381,400	398,700				
80		235,400	293,500	341,500	382,000	399,400				
81		236,100	293,800	342,000	382,700	399,900				
82		236,800	294,200	342,500	383,300	400,600				
83		237,500	294,600	343,000	383,900	401,300				
84		238,200	295,000	343,500	384,500	402,000				
85		239,000	295,300	344,000	385,100	402,500				
86		239,700	295,700	344,500	385,700					
87		240,400	296,100	345,000	386,300					
88		241,100	296,500	345,500	386,900					
	再任 用職 員以 外の 職員									

別表第2 (第4条関係)

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号給	給料月額								
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
1		158,100	173,600	200,200	240,100	291,600	319,600	349,100	385,300	428,000
2		159,800	175,400	202,200	241,900	293,900	321,900	351,400	387,500	429,900
3		161,500	177,200	204,200	243,700	296,200	324,200	353,700	389,700	431,800
4		163,200	179,000	206,200	245,500	298,500	326,500	356,000	391,900	433,700
5		164,700	180,900	208,200	247,400	300,600	328,900	358,100	393,800	435,500
6		166,600	183,200	210,200	249,300	302,900	331,100	360,300	395,800	437,400
7		168,400	185,500	212,200	251,200	303,300	333,400	362,500	397,800	439,200
8		170,300	187,800	214,200	253,100	307,500	335,700	364,700	399,700	441,100
9		172,000	190,000	216,300	254,800	309,600	337,800	366,800	401,600	442,800
10		173,700	192,600	218,100	256,700	311,900	340,100	369,000	403,600	444,600
11		175,400	195,100	219,900	258,600	314,200	342,400	371,200	405,700	446,400
12		177,100	197,600	221,700	260,400	316,500	344,700	373,400	407,800	448,200
13		179,000	200,000	223,600	262,100	318,600	346,800	375,600	409,800	449,800
14		181,100	201,800	225,500	263,700	320,900	349,000	377,800	411,800	451,600
15		183,200	203,600	227,400	265,300	323,200	351,200	380,000	413,900	453,400
16		185,300	205,400	229,300	266,800	325,500	353,400	382,200	416,000	455,200
17		187,500	207,300	231,000	268,100	327,600	355,700	384,100	418,100	456,800
18		189,900	209,200	232,800	270,000	329,900	357,800	386,100	420,000	458,600
19		192,300	211,100	234,600	271,800	332,100	359,900	388,200	421,900	460,400
20		194,700	213,000	236,400	273,600	334,400	362,000	390,200	423,800	462,200
21		197,200	214,700	238,200	275,200	336,500	364,200	392,100	425,600	463,800
22		199,000	216,500	239,700	277,100	338,600	366,200	394,200	427,300	465,600
23		200,800	218,300	241,200	279,000	340,700	368,300	396,300	429,000	467,300
24		202,600	220,100	242,700	280,900	342,800	370,400	398,400	430,700	469,100
25		204,500	221,800	244,200	282,600	345,000	372,400	400,200	432,300	470,700
26		206,300	223,500	245,800	284,800	347,100	374,500	402,300	433,900	472,200
27		208,100	225,200	247,400	287,000	349,200	376,600	404,400	435,500	473,700
28		209,900	226,900	249,000	289,200	351,300	378,700	406,500	437,100	475,200
29		211,800	228,500	250,400	291,500	353,500	380,800	408,400	438,400	476,600
30		213,600	230,300	251,800	293,500	355,600	382,900	410,300	440,100	477,400
31		215,400	232,100	253,300	295,500	357,700	385,000	412,200	441,800	478,100
32		217,200	233,900	254,800	297,500	359,800	387,100	414,100	443,500	478,900
33		218,900	235,500	256,000	299,400	361,600	389,000	416,100	445,000	479,500
34		220,600	237,100	257,500	301,300	363,700	391,100	417,700	446,700	480,300
35		222,300	238,700	258,900	303,200	365,700	393,200	419,400	448,400	481,100
36		224,000	240,300	260,400	305,100	367,800	395,200	421,100	450,100	481,900
37		225,600	241,800	261,700	307,100	369,800	397,100	422,700	451,600	482,500
38		227,200	243,300	263,200	309,000	371,900	398,700	424,200	452,400	483,300
39		229,000	244,800	264,700	310,900	374,000	400,300	425,700	453,200	484,100
40		231,000	246,300	266,100	312,800	376,100	401,900	427,200	454,000	484,900
41		232,600	247,800	267,500	314,700	378,100	403,400	428,800	454,600	485,500
42		234,100	249,200	269,200	316,600	380,200	404,600	430,100	455,300	486,300
43		235,600	250,700	270,900	318,500	382,300	405,800	431,400	456,000	487,100
44		237,100	252,200	272,500	320,400	384,400	407,000	432,700	456,700	487,900

再任用職

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。ただし、第28条の5から第29条の7までに規定する職員を除く。

89	241,900	296,800	345,900	387,600
90	242,400	297,200	346,400	388,200
91	242,900	297,600	346,900	388,800
92	243,400	298,000	347,400	389,400
93	243,700	298,200	347,700	390,100
94		298,600	348,200	
95		299,000	348,700	
96		299,400	349,200	
97		299,600	349,500	
98		300,000	350,000	
99		300,400	350,500	
100		300,800	351,000	
101		301,000	351,300	
102		301,400	351,700	
103		301,800	352,100	
104		302,200	352,500	
105		302,400	353,000	
106		302,800	353,400	
107		303,200	353,800	
108		303,600	354,200	
109		303,800	354,700	
110		304,200	355,100	
111		304,600	355,500	
112		305,000	355,900	
113		305,200	356,400	
114		305,600		
115		306,000		
116		306,400		
117		306,600		
118		306,900		
119		307,200		
120		307,500		
121		307,900		
122		308,200		
123		308,500		
124		308,800		
125	186,300	214,000	258,400	278,700
		294,300	320,300	363,000
		397,300	449,600	



97	306,500	331,200	359,600	391,800	253,400	274,000	322,300	386,300	408,300	434,000	457,500	488,500
98	307,700	332,600	360,800	392,400	239,900	275,700	324,200	388,100	409,500	434,800	458,200	
99	308,900	334,000	361,900	393,000	241,200	277,400	326,100	389,900	410,700	435,600	458,900	
100	310,100	335,400	363,100	393,600	242,500	279,100	328,000	391,700	411,900	436,400	459,600	
101	311,300	336,900	364,400	394,100	243,600	280,900	329,800	393,500	413,200	437,100	460,300	
102	312,400	338,200	365,500	394,700	245,000	282,600	331,400	394,700	414,000	437,900	461,000	
103	313,500	339,500	366,700	395,300	246,500	284,300	333,100	395,900	414,800	438,700	461,700	
104	314,600	340,800	367,900	395,900	248,000	286,000	334,800	397,000	415,600	439,500	462,400	
105	315,600	342,000	369,200	396,400	249,200	287,700	336,500	398,300	416,300	440,100	463,100	
106	316,300	343,100	369,800	396,900	250,700	289,500	338,300	399,500	417,000	440,800	463,800	
107	317,000	344,200	370,400	397,400	252,100	291,300	340,100	400,700	417,700	441,500	464,500	
108	317,700	345,300	371,000	397,900	253,600	293,100	341,900	401,900	418,300	442,200	465,200	
109	318,400	346,500	371,700	398,200	254,900	294,700	343,300	403,200	419,100	442,900	465,900	
110	319,100	347,500	372,300	398,700	256,200	296,500	345,000	404,000	419,600	443,600	466,500	
111	319,800	348,500	372,900	399,200	257,500	298,300	346,700	404,800	420,200	444,300	467,200	
112	320,500	349,500	373,500	399,700	258,800	300,100	348,400	405,600	420,800	445,000	467,900	
113	321,300	350,600	374,000	400,100	260,100	301,700	350,100	406,300	421,400	445,700	468,600	
114	322,100	351,600	374,600	400,600	261,500	303,500	351,800	407,000	422,000	446,300		
115	322,900	352,600	375,200	401,100	262,800	305,300	353,500	407,700	422,600	446,900		
116	323,700	353,600	375,800	401,600	264,300	307,100	355,200	408,400	423,200	447,500		
117	324,300	354,700	376,300	402,000	265,700	308,700	356,900	408,900	423,800	448,200		
118	325,100	355,300	376,900	402,500	267,000	310,400	358,500	409,600	424,400	448,800		
119	325,900	355,900	377,500	403,000	268,400	312,100	360,100	410,300	425,000	449,400		
120	326,700	356,500	378,100	403,500	269,800	313,800	361,700	411,000	425,600	450,000		
121	327,400	357,000	378,500	403,900	271,000	315,400	363,200	411,500	426,200	450,700		
122	327,900	357,500	379,100	404,400	272,400	316,900	364,700	412,100	426,800	451,300		
123	328,400	358,000	379,700	404,900	273,800	318,400	366,100	412,700	427,400	451,900		
124	328,900	358,500	380,300	405,400	275,200	319,900	367,600	413,300	428,000	452,500		
125	329,200	359,000	380,800	405,800	276,700	321,000	369,100	413,900	428,600	453,200		
126		359,500	381,300		278,100	322,700	370,600	414,500	429,200	453,800		
127		360,000	381,800		279,500	324,400	372,100	415,100	429,800	454,400		
128		360,500	382,300		280,900	301,100	326,100	373,500	430,400	455,000		
129		361,000	382,600		282,100	302,400	327,900	374,900	430,900	455,700		
130		361,500	383,100		283,300	303,900	329,600	376,100	431,500			
131		361,900	383,600		284,500	305,400	331,200	377,300	432,100			
132		362,400	384,100		285,700	306,900	332,900	378,500	432,700			
133		362,900	384,400		287,000	308,400	334,600	379,800	433,300			
134		363,400	384,900		288,300	309,800	336,300	381,000	433,900			
135		363,900	385,300		289,600	311,200	338,000	382,200	434,500			
136		364,400	385,800		290,900	312,600	339,700	383,400	435,100			
137		364,700	386,100		292,300	313,800	341,400	384,700	435,700			
138		365,100	386,600		293,500	315,300	343,000	385,300	436,300			
139		365,600	387,100		294,700	316,800	344,600	385,900	436,900			
140		366,100	387,600		295,900	318,300	346,200	386,500	437,500			
141		366,400	387,900		297,100	319,800	347,700	387,200	438,100			
142		366,900			298,300	321,300	349,200	387,800	438,700			
143		367,400			299,500	322,800	350,700	388,400	439,300			
144		367,900			300,700	324,300	352,200	389,000	439,900			
145		368,200			301,500	325,600	353,700	389,500	440,500			
	再任 用職 員	240,000	251,900	256,200	292,400	309,800	324,500	348,700	384,600	417,400		
	備考											

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第3 (第4条関係)

海事職給料表

職員の区分	職務の級号給	1 級		2 級		3 級		4 級	
		給料月額	H	給料月額	H	給料月額	H	給料月額	H
	1	162,900		216,200		260,300		313,100	
	2	165,200		218,300		262,100		315,600	
	3	167,500		220,400		263,900		318,100	
	4	169,800		222,500		265,700		320,600	
	5	172,000		224,500		267,300		323,100	
	6	174,700		226,600		269,300		325,600	
	7	177,100		228,700		271,300		328,100	
	8	179,600		230,800		273,300		330,500	
	9	181,800		233,000		275,200		333,000	
	10	184,200		234,900		278,000		335,500	
	11	186,600		236,800		280,700		338,000	
	12	189,100		238,700		283,300		340,500	
	13	191,600		240,600		286,000		343,000	
	14	194,200		242,500		288,800		345,500	
	15	196,900		244,400		291,600		348,000	
	16	199,500		246,300		294,300		350,500	
	17	201,900		248,200		296,900		353,000	
	18	204,600		250,100		299,500		355,500	
	19	207,300		252,000		302,100		358,000	
	20	210,000		253,900		304,700		360,500	
	21	212,600		255,600		307,200		363,000	
	22	214,200		257,300		308,900		365,400	
	23	215,800		259,000		310,600		367,700	
	24	217,400		260,700		312,300		370,100	
	25	218,900		262,500		313,900		372,600	
	26	220,400		264,300		315,800		375,000	
	27	221,900		266,100		317,700		377,400	
	28	223,400		267,900		319,600		379,800	
	29	225,000		269,600		321,300		382,000	
	30	226,100		271,300		323,100		384,200	
	31	227,200		273,000		324,900		386,400	
	32	228,300		274,700		326,700		388,600	
	33	229,500		276,100		328,300		390,700	
	34	230,400		277,800		329,900		392,500	
	35	231,300		279,400		331,400		394,300	
	36	232,200		281,000		333,000		396,100	
	37	233,100		282,400		334,700		398,000	
	38	234,000		283,000		336,300		399,500	
	39	234,900		285,200		337,900		401,000	
	40	235,800		286,600		339,500		402,500	
	41	236,800		288,000		341,000		403,500	
	42	237,700		289,300		342,500		404,800	
	43	238,600		290,500		344,000		406,100	
	44	239,500		291,700		345,500		407,500	
	45	240,400		293,000		347,100		409,000	
	46	241,300		294,400		348,500		410,400	
	47	242,200		295,800		349,900		411,800	
	48	243,100		297,200		351,300		413,200	

再任用職員以外の職員	49	243,700	298,700	352,600	414,600
	50	244,400	299,800	354,100	415,500
	51	245,100	300,900	355,600	416,400
	52	245,800	302,000	357,100	417,300
	53	246,200	303,200	358,500	417,900
	54	246,900	304,300	359,900	418,500
	55	247,500	305,400	361,300	419,100
	56	248,200	306,500	362,700	419,700
	57	248,800	307,700	363,700	420,300
	58	249,500	308,800	364,900	420,900
	59	250,200	309,900	366,100	421,500
	60	250,900	311,000	367,400	422,100
	61	251,600	311,900	368,600	422,700
	62	252,300	312,700	369,200	423,300
	63	252,900	313,500	369,800	423,900
	64	253,500	314,300	370,400	424,500
	65	254,000	314,900	370,800	425,100
	66	254,500	315,600	371,300	425,700
	67	255,000	316,300	371,800	426,300
	68	255,500	317,000	372,300	426,900
	69	255,800	317,800	372,900	427,600
	70			373,400	428,200
	71			373,900	428,800
	72			374,400	429,400
	73			375,000	430,100
	74			375,500	430,700
	75			376,000	431,300
	76			376,500	431,900
	77			377,100	432,600
	78			377,600	433,300
	79			378,100	434,000
	80			378,600	434,700
	81			379,200	435,200
	82			379,700	435,900
	83			380,200	436,600
	84			380,700	437,300
	85			381,300	437,800
	86			381,800	438,500
	87			382,300	439,200
	88			382,800	439,900
	89			383,400	440,400
	90			383,900	
	91			384,400	
	92			384,900	
	93			385,400	
	94			385,900	
	95			386,400	
	96			386,900	
	97			387,500	
	98			388,000	
	99			388,500	
	100			389,000	
再任用職員	101	218,900	249,100	283,400	325,500

備考 この表は、船舶に乗り組む船長、航海士、機関士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4 (第4条関係)

教育職給料表

1 教育職給料表(1)

職員の区分	職員の号給	1級		2級		3級		4級	
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	148,800	192,800	330,600	423,100	423,100	423,100		
	2	150,300	194,500	332,900	425,000	425,000	425,000		
	3	151,800	196,200	335,200	426,900	426,900	426,900		
	4	153,300	197,900	337,500	428,800	428,800	428,800		
	5	154,900	199,700	339,800	430,700	430,700	430,700		
	6	156,800	201,400	342,100	432,600	432,600	432,600		
	7	158,600	203,100	344,400	434,500	434,500	434,500		
	8	160,400	204,800	346,700	436,400	436,400	436,400		
	9	162,200	206,600	348,900	438,200	438,200	438,200		
	10	164,300	208,500	351,100	440,000	440,000	440,000		
	11	166,300	210,400	353,300	441,900	441,900	441,900		
	12	168,300	212,300	355,500	443,800	443,800	443,800		
	13	170,300	214,000	357,700	445,600	445,600	445,600		
	14	172,500	216,000	359,700	447,500	447,500	447,500		
	15	174,700	218,000	361,800	449,400	449,400	449,400		
	16	176,900	220,000	363,900	451,300	451,300	451,300		
	17	179,200	221,900	365,900	453,100	453,100	453,100		
	18	181,800	224,600	367,900	455,000	455,000	455,000		
	19	184,300	227,300	369,900	456,900	456,900	456,900		
	20	186,800	230,000	371,900	458,800	458,800	458,800		
	21	189,300	232,800	374,000	460,600	460,600	460,600		
	22	191,000	235,700	376,000	462,500	462,500	462,500		
	23	192,700	238,600	378,000	464,400	464,400	464,400		
	24	194,400	241,500	380,000	466,200	466,200	466,200		
	25	195,900	244,300	381,600	468,000	468,000	468,000		
	26	197,600	247,100	383,500	469,700	469,700	469,700		
	27	199,300	249,900	385,400	471,400	471,400	471,400		
	28	201,000	252,700	387,300	473,100	473,100	473,100		
	29	202,500	255,500	389,200	474,900	474,900	474,900		
	30	204,200	258,100	391,200	476,600	476,600	476,600		
	31	205,900	260,700	393,200	478,200	478,200	478,200		
	32	207,600	263,300	395,200	479,900	479,900	479,900		
	33	209,200	265,700	397,100	481,600	481,600	481,600		
	34	211,000	268,300	398,800	482,600	482,600	482,600		
	35	212,800	270,800	400,500	483,600	483,600	483,600		
	36	214,600	273,300	402,300	484,600	484,600	484,600		
	37	216,300	275,800	403,900	485,700	485,700	485,700		
	38	218,100	278,400	405,500	486,800	486,800	486,800		
	39	219,900	281,000	407,100	487,900	487,900	487,900		
	40	221,700	283,600	408,700	489,000	489,000	489,000		

41	223,600	286,100	410,400
42	225,400	288,700	412,000
43	227,200	291,200	413,600
44	229,000	293,700	415,200
45	230,900	296,000	416,900
46	232,600	298,700	418,500
47	234,300	301,400	420,100
48	236,000	304,100	421,700
49	237,600	306,600	423,400
50	239,300	309,100	425,000
51	241,000	311,600	426,600
52	242,700	314,100	428,200
53	244,100	316,500	429,900
54	245,800	318,700	431,500
55	247,400	320,900	433,100
56	249,100	323,100	434,700
57	250,600	325,400	436,400
58	252,200	327,600	438,000
59	253,800	329,800	439,500
60	255,400	331,900	441,100
61	257,000	334,100	442,800
62	258,600	336,300	444,400
63	260,200	338,500	446,000
64	261,700	340,700	447,600
65	263,200	342,900	449,300
66	264,900	345,100	450,900
67	266,500	347,300	452,500
68	268,200	349,500	454,100
69	269,700	351,500	455,700
70	271,200	353,600	457,300
71	272,700	355,700	458,900
72	274,200	357,800	460,500
73	275,500	359,600	462,000
74	276,900	361,500	463,000
75	278,300	363,500	464,000
76	279,700	365,400	465,000
77	281,100	367,400	465,800
78	282,300	369,100	
79	283,500	370,800	
80	284,700	372,500	
81	286,000	374,200	
82	287,200	375,700	
83	288,400	377,200	
84	289,600	378,700	
85	290,900	380,200	
86	292,100	381,700	
87	293,300	383,200	
88	294,500	384,700	

再任用職員以外の職員

137	329,800	426,800	295,700	386,100
138	330,000		296,900	387,500
139	330,300		298,100	388,900
140	330,600		299,300	390,300
141	330,900		300,100	391,800
142	331,200		301,300	393,100
143	331,500		302,500	394,400
144	331,800		303,700	395,700
145	332,100		304,700	397,100
146	332,400		305,800	398,100
147	332,700		306,900	399,200
148	333,000		308,000	400,300
149	333,200		308,900	401,400
150	333,500		310,000	402,500
151	333,800		311,100	403,600
152	334,100		312,200	404,700
153	334,300		313,100	405,600
再任用職員	234,700	278,600	314,000	406,600
			314,900	407,600
			315,800	408,600
			316,800	409,500
			317,400	410,400
			318,000	411,300
			318,600	412,200
			319,300	412,900
			319,800	413,700
			320,300	414,500
			320,800	415,300
			321,400	416,100
			321,900	416,900
			322,400	417,600
			322,900	418,400
			323,500	419,200
			324,000	419,700
			324,500	420,200
			325,000	420,700
			325,600	421,100
			326,000	421,600
			326,400	422,100
			326,800	422,600
			327,100	423,000
			327,500	423,500
			327,900	424,000
			328,300	424,500
			328,500	424,900
			328,800	425,400
			329,100	425,900
			329,400	426,400

備考1 この表は、県立の高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常勤の者及び短時間勤務職員に限る。）、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

2 教育職給料表 (2)

職員の区分	職務の級	給料月額			
		1級	2級	3級	4級
1	1	148,800	164,400	285,600	412,700
2	2	150,300	166,500	288,700	414,300
3	3	151,800	168,600	291,800	415,900
4	4	153,300	170,800	294,900	417,500
5	5	154,900	172,800	297,600	419,200
6	6	156,800	175,000	300,700	420,800
7	7	158,600	177,200	303,800	422,400
8	8	160,400	179,400	306,900	424,000
9	9	162,200	181,700	309,900	425,500
10	10	164,300	184,500	312,800	426,900
11	11	166,300	187,200	315,700	428,300
12	12	168,300	189,900	318,600	429,700
13	13	170,300	192,800	321,400	431,100
14	14	172,500	194,500	323,700	432,500
15	15	174,700	196,200	326,000	433,900
16	16	176,900	197,900	328,300	435,300
17	17	179,200	199,700	330,600	436,600
18	18	181,800	201,400	332,900	438,000
19	19	184,300	203,100	335,200	439,300
20	20	186,800	204,800	337,500	440,700
21	21	189,300	206,600	339,800	442,000
22	22	191,000	208,500	342,100	443,400
23	23	192,700	210,400	344,400	444,800
24	24	194,400	212,300	346,700	446,200
25	25	195,900	214,000	348,900	447,500
26	26	197,500	216,000	350,800	448,800
27	27	199,100	218,000	352,700	450,100
28	28	200,700	220,000	354,600	451,400
29	29	202,400	221,900	356,500	452,700
30	30	204,100	224,600	358,400	453,900
31	31	205,800	227,300	360,200	455,100
32	32	207,500	230,000	362,100	456,300
33	33	209,000	232,800	363,900	457,500
34	34	210,700	235,700	365,700	458,400
35	35	212,400	238,600	367,500	459,300
36	36	214,100	241,500	369,300	460,200
37	37	215,700	244,300	371,200	461,100
38	38	217,400	247,100	372,800	462,000
39	39	219,100	249,900	374,400	462,900
40	40	220,800	252,700	376,000	463,800
41		222,600	255,500	377,400	464,700
42		224,400	258,300	378,900	465,600
43		226,200	261,100	380,400	466,500
44		228,000	263,900	381,900	467,400
45		229,900	265,700	383,500	468,300
46		231,600	268,300	385,100	469,200
47		233,300	270,800	386,700	470,100
48		235,000	273,300	388,300	471,000
49		236,700	275,800	389,800	471,900
50		238,400	278,400	391,300	472,800
51		240,100	281,000	392,800	473,700
52		241,800	283,600	394,300	474,600
53		243,100	286,100	395,900	475,500
54		244,800	288,700	397,300	476,400
55		246,400	291,200	398,600	477,300
56		248,100	293,700	399,900	478,200
57		249,600	296,000	401,400	479,100
58		251,100	298,700	402,800	480,000
59		252,600	301,400	404,200	480,900
60		254,100	304,100	405,600	481,800
61		255,700	306,600	406,900	482,700
62		257,200	309,100	408,300	483,600
63		258,700	311,600	409,700	484,500
64		260,100	314,100	411,100	485,400
65		261,400	316,500	412,300	486,300
66		263,000	318,700	413,500	487,200
67		264,600	320,900	414,700	488,100
68		266,100	323,100	415,900	489,000
69		267,800	325,400	417,000	490,000
70		269,300	327,600	418,200	491,000
71		270,800	329,800	419,400	492,000
72		272,300	331,900	420,600	493,000
73		273,600	334,100	421,600	494,000
74		274,900	336,300	422,400	495,000
75		276,200	338,500	423,200	496,000
76		277,500	340,700	424,000	497,000
77		278,900	342,700	424,900	498,000
78		280,100	344,600	425,700	499,000
79		281,300	346,500	426,500	500,000
80		282,500	348,400	427,300	501,000
81		283,800	350,200	428,100	502,000
82		285,000	352,000	428,900	503,000
83		286,200	353,800	429,500	504,000
84		287,400	355,600	430,200	505,000

再任用職員以外の職員

85	288,500	357,100	430,900
86	289,500	358,800	431,600
87	290,500	360,500	432,300
88	291,500	362,100	433,000
89	292,600	363,800	433,700
90	293,500	365,100	434,400
91	294,400	366,500	435,100
92	295,300	367,900	435,800
93	295,800	369,400	436,300
94	296,600	370,700	
95	297,400	372,000	
96	298,200	373,300	
97	299,100	374,700	
98	299,900	375,800	
99	300,700	376,900	
100	301,500	378,000	
101	302,400	379,200	
102	302,900	380,300	
103	303,400	381,400	
104	303,900	382,500	
105	304,400	383,500	
106	304,800	384,500	
107	305,200	385,400	
108	305,600	386,400	
109	305,800	387,300	
110	306,200	388,300	
111	306,600	389,300	
112	307,000	390,300	
113	307,200	391,100	
114	307,500	392,000	
115	307,800	392,900	
116	308,100	393,800	
117	308,400	394,800	
118	308,700	395,600	
119	309,000	396,400	
120	309,300	397,200	
121	309,500	397,900	
122	309,800	398,700	
123	310,100	399,500	
124	310,400	400,300	
125	310,600	401,000	
126	401,700	402,400	
127	402,400	403,100	
128			

129	403,900	412,700
130	404,600	
131	405,300	
132	406,000	
133	406,500	
134	407,100	
135	407,700	
136	408,300	
137	408,700	
138	409,300	
139	409,900	
140	410,500	
141	410,900	
142	411,500	
143	412,100	
144	412,700	
145	413,100	
146	413,700	
147	414,300	
148	414,900	
149	415,300	
再任用職員	225,800	412,700
		329,800
		275,200

備考1 この表は、県立の中学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常勤の者及び短時間勤務職員に限る。）その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

備考2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第5 (第4条関係)

研究職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	給料月額				
		1級	2級	3級	4級	5級
	1	135,700	185,100	274,800	332,000	392,300
	2	136,800	187,500	277,600	334,200	395,200
	3	138,000	189,000	280,400	336,000	398,100
	4	139,100	192,300	283,200	338,600	400,900
	5	140,200	194,800	285,800	340,600	403,300
	6	141,500	197,100	288,600	342,700	406,100
	7	142,800	199,400	291,400	344,800	408,900
	8	144,100	201,700	294,200	346,900	411,600
	9	145,200	203,800	296,800	349,000	414,300
	10	146,900	206,100	299,600	351,100	417,100
	11	148,500	208,400	302,400	353,200	419,900
	12	150,100	210,700	305,200	355,300	422,700
	13	151,600	212,900	307,800	357,400	425,600
	14	153,500	215,300	310,600	359,300	428,400
	15	155,400	217,700	313,400	361,300	431,200
	16	157,400	220,100	316,200	363,300	434,000
	17	159,200	222,400	318,800	365,200	436,900
	18	161,300	225,300	321,100	367,200	439,600
	19	163,500	228,200	323,400	369,200	442,400
	20	165,600	231,100	325,700	371,200	445,200
	21	167,800	233,800	328,100	373,100	448,100
	22	170,200	236,600	330,200	375,100	450,800
	23	172,500	239,400	332,200	377,100	453,500
	24	174,800	242,200	334,300	379,100	456,200
	25	176,900	245,100	336,500	380,700	459,000
	26	179,000	247,800	338,400	382,600	461,600
	27	181,100	250,500	340,300	384,500	464,200
	28	183,200	253,200	342,200	386,400	466,700
	29	185,200	256,000	344,200	388,300	469,300
	30	187,000	258,400	345,900	390,300	471,900
	31	188,800	260,800	347,600	392,300	474,500
	32	190,600	263,200	349,300	394,300	477,100
	33	192,400	265,200	350,800	396,100	479,400
	34	194,300	267,700	352,300	397,900	481,900
	35	196,200	270,100	353,800	399,500	484,400
	36	198,100	272,500	355,300	401,300	486,900
	37	199,800	274,700	356,700	403,000	489,500
	38	201,700	276,600	358,100	404,600	492,000
	39	203,600	278,500	359,500	406,200	494,500
	40	205,500	280,400	360,900	407,800	497,000

41	207,500	282,100	361,900	409,400	499,600
42	209,400	283,400	363,100	411,000	501,900
43	211,300	284,700	364,400	412,600	504,200
44	213,200	286,000	365,600	414,200	506,500
45	215,100	287,000	366,900	415,800	508,600
46	217,100	288,300	368,200	417,400	510,200
47	219,100	289,600	369,500	419,000	511,800
48	221,100	290,900	370,800	420,600	513,400
49	222,900	292,300	371,900	422,000	515,100
50	224,900	293,600	373,200	423,500	516,600
51	226,900	294,900	374,500	425,000	518,000
52	228,900	296,200	375,800	426,500	519,500
53	230,700	297,400	376,900	428,000	520,800
54	232,700	298,700	378,000	429,400	522,000
55	234,700	300,000	379,100	430,800	523,200
56	236,700	301,300	380,200	432,200	524,400
57	238,400	302,400	381,100	433,400	525,600
58	239,900	303,600	382,000	434,800	526,600
59	241,300	304,800	382,900	436,200	527,600
60	242,800	306,000	383,800	437,600	528,600
61	244,100	307,100	384,500	438,700	529,700
62	245,500	308,200	385,300	439,700	530,600
63	246,900	309,300	386,200	440,700	531,500
64	248,300	310,400	387,100	441,700	532,400
65	249,800	311,600	387,800	442,600	533,300
66	251,200	312,700	388,600	443,500	534,200
67	252,600	313,800	389,400	444,400	535,100
68	254,000	314,900	390,200	445,300	536,000
69	255,300	316,100	391,000	446,000	537,000
70	256,800	317,200	391,700	446,900	537,900
71	258,300	318,300	392,400	447,800	538,800
72	259,800	319,400	393,100	448,700	539,700
73	261,200	320,300	393,900	449,400	540,700
74	262,600	321,400	394,600		
75	264,000	322,500	395,300		
76	265,400	323,600	396,000		
77	266,500	324,700	396,800		
78	267,800	325,700	397,400		
79	269,100	326,700	398,100		
80	270,400	327,700	398,800		
81	271,800	328,800	399,500		
82	273,100	329,600	400,200		
83	274,400	330,300	400,900		
84	275,700	331,100	401,600		

再任用職員以外の職員

別表第六の二及び三を次のように改める。

85	276,900	332,000	402,200
86	278,200	332,600	402,900
87	279,500	333,200	403,600
88	280,800	333,800	404,300
89	281,900	334,200	404,900
90	283,100	334,800	
91	284,300	335,400	
92	285,500	336,000	
93	286,600	336,400	
94	287,600	336,900	
95	288,600	337,400	
96	289,600	337,900	
97	290,200	338,500	
98	291,100	339,000	
99	292,000	339,500	
100	292,900	340,000	
101	293,800	340,600	
102	294,500	341,100	
103	295,200	341,600	
104	295,900	342,100	
105	296,700	342,700	
106	297,200	343,200	
107	297,700	343,700	
108	298,200	344,200	
109	298,700	344,800	
110	299,100	345,300	
111	299,500	345,800	
112	299,900	346,300	
113	300,300	346,900	
114	300,700	347,400	
115	301,100	347,900	
116	301,500	348,400	
117	301,900	349,000	
118	302,300	349,500	
119	302,700	350,000	
120	303,100	350,500	
121	303,400	351,100	
再任用職員	216,300	262,000	288,000
			331,400
			391,600

備考 この表は、試験研究機関で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。



2 医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級 号給	1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級	
		給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円	給料月額	円
37		197,500		236,400		273,200		353,600		398,200		445,300			
38		198,800		238,000		274,900		355,300		399,400		446,100			
39		200,100		239,600		276,600		357,000		400,500		446,900			
40		201,400		241,200		278,300		358,700		401,700		447,700			
41		202,600		242,700		280,000		360,300		402,800		448,300			
42		203,800		244,200		281,700		361,600		403,600		449,100			
43		205,000		245,700		283,400		362,900		404,400		449,900			
44		206,200		247,200		285,100		364,200		405,200		450,700			
45		207,500		248,600		286,800		365,400		405,800		451,300			
46		208,600		250,200		288,500		366,600		406,500		452,100			
47		209,700		251,800		290,200		367,800		407,200		452,900			
48		210,800		253,400		291,900		369,000		407,900		453,700			
49		211,900		255,000		293,400		370,200		408,700		454,300			
50		212,900		256,400		295,000		371,200		409,400		455,100			
51		213,900		257,800		296,600		372,200		410,100		455,900			
52		214,900		259,200		298,200		373,200		410,800		456,700			
53		215,700		260,500		299,600		374,000		411,500		457,300			
54		216,700		261,900		301,100		374,900		412,200					
55		217,600		263,300		302,600		375,800		412,900					
56		218,600		264,700		304,100		376,700		413,600					
57		219,500		265,800		305,500		377,500		414,200					
58		220,400		267,100		306,800		378,300		414,900					
59		221,300		268,400		308,100		379,100		415,600					
60		222,200		269,700		309,500		379,900		416,300					
61		223,200		270,800		310,800		380,500		416,800					
62		224,200		272,100		312,100		381,200		417,400					
63		225,200		273,400		313,400		381,900		418,100					
64		226,300		274,700		314,700		382,600		418,800					
65		227,000		275,900		316,100		383,200		419,300					
66		227,900		277,000		317,900		383,900							
67		228,800		278,100		319,000		384,600							
68		229,700		279,200		318,500		385,300							
69		230,400		280,300		319,400		385,800							
70		231,100		281,400		320,200		386,400							
71		231,800		282,500		321,000		387,000							
72		232,500		283,600		321,800		387,600							
73		233,300		284,500		322,600		388,300							
74		234,100		285,200		323,200		388,900							
75		234,900		285,900		323,800		389,500							
76		235,700		286,700		324,400		390,100							
77		236,300		287,500		325,100		390,800							
78		236,900		288,100		325,600		391,400							
79		237,500		288,700		326,100		392,000							
80		238,100		289,300		326,600		392,600							

再任用職員以外の職員

3 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の号給	給料月額				
		1級	2級	3級	4級	5級
		円	円	円	円	円
	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500
	25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200
	26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700
	27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300
	28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900
	29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,400
	30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900
	31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400
	32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900
	33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600
	34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200
	35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800
	36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400
	37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100
	38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700
	39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300
	40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900

81	238,600	290,000	327,200	349,500	393,300
82	239,000	290,500	327,700	349,900	393,900
83	239,400	291,000	328,200	350,300	394,500
84	239,800	291,500	328,700	350,700	395,100
85	240,300	291,900	329,300	351,200	395,800
86		292,200	329,700	351,600	
87		292,500	330,000	352,000	
88		292,800	330,400	352,400	
89		293,200	330,900	352,900	
90		293,500	331,300	353,300	
91		293,800	331,700	353,700	
92		294,100	332,100	354,100	
93		294,500	332,600	354,600	
94		294,800	332,900	355,000	
95		295,100	333,300	355,400	
96		295,400	333,700	355,800	
97		295,800	333,900	356,300	
98		296,100	334,300	356,700	
99		296,400	334,700	357,100	
100		296,700	335,100	357,500	
101		297,100	335,300	358,000	
102		297,400	335,700	358,400	
103		297,700	336,100	358,800	
104		298,000	336,500	359,200	
105		298,300	336,700	359,700	
106			337,100		
107			337,500		
108			337,900		
109			338,100		
110			338,500		
111			338,900		
112			339,300		
113			339,500		
再任用職員	187,300	214,100	246,500	260,100	286,400
					328,300
					371,400

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

89	278,600	312,600	349,700	370,100	399,800	217,500	245,600	288,400	316,300	354,500
90	279,600	313,800	350,500	370,700	400,400	218,900	246,900	290,000	317,800	356,100
91	280,600	315,000	351,300	371,300	401,000	220,300	248,100	291,600	319,300	357,700
92	281,600	316,200	352,100	371,900	401,600	221,700	249,400	293,200	320,800	359,300
93	282,600	317,400	352,900	372,400	402,100	223,100	250,600	294,600	322,100	360,900
94	283,600	318,200	353,600	372,900		224,600	252,000	296,100	323,500	362,400
95	284,600	319,000	354,300	373,400		226,100	253,400	297,600	324,900	363,900
96	285,600	319,800	355,000	373,900		227,600	254,800	299,100	326,400	365,300
97	286,500	320,500	355,500	374,500		228,900	256,200	300,500	327,700	366,800
98	287,300	321,200	356,000	375,000		230,300	257,700	301,900	329,100	368,200
99	288,100	321,900	356,500	375,500		231,700	259,100	303,300	330,400	369,600
100	289,000	322,600	357,000	376,000		233,100	260,500	304,700	331,800	371,000
101	289,800	323,100	357,600	376,600		234,400	262,000	306,200	333,200	372,500
102	290,600	323,700	358,100	377,100		235,700	263,600	307,600	334,600	373,700
103	291,400	324,300	358,600	377,600		237,000	265,200	309,000	336,000	374,900
104	292,200	324,900	359,100	378,100		238,300	266,700	310,400	337,400	376,100
105	292,900	325,300	359,700	378,700		239,500	268,300	311,600	338,600	377,400
106	293,400	325,800	360,200	379,200		240,800	269,900	312,900	340,000	378,400
107	293,900	326,300	360,700	379,700		242,000	271,500	314,200	341,400	379,400
108	294,400	326,800	361,200	380,200		243,300	273,100	315,600	342,800	380,400
109	294,900	327,300	361,700	380,800		244,500	274,700	316,800	344,000	381,200
110	295,300	327,700	362,200	381,300		245,800	276,200	318,100	345,300	382,000
111	295,700	328,100	362,700	381,800		247,100	277,700	319,400	346,600	382,800
112	296,100	328,500	363,200	382,300		248,400	279,200	320,700	347,900	383,600
113	296,500	328,900	363,700	382,900		249,600	280,800	322,000	349,100	384,500
114	296,900	329,300	364,200	383,400		250,900	282,300	323,300	350,300	385,300
115	297,300	329,700	364,700	383,900		252,300	283,800	324,600	351,500	386,100
116	297,700	330,000	365,100	384,400		253,700	285,300	325,900	352,700	386,900
117	298,000	330,300	365,500	384,900		254,800	286,600	327,000	353,700	387,700
118	298,400	330,700	366,000	385,400		256,100	288,100	328,200	354,800	388,400
119	298,800	331,100	366,500	385,900		257,400	289,600	329,400	355,900	389,100
120	299,200	331,500	367,000	386,400		258,700	291,100	330,500	357,000	389,800
121	299,500	331,700	367,400	386,900		260,100	292,400	331,800	358,000	390,600
122	299,900	332,100	367,900	387,400		261,400	293,800	332,900	359,100	391,200
123	300,300	332,500	368,400	387,900		262,700	295,200	334,100	360,200	391,800
124	300,700	332,900	368,900	388,400		264,000	296,600	335,300	361,300	392,400
125	300,900	333,100	369,300	388,900		265,100	298,100	336,500	362,200	393,000
126	301,300	333,500		389,400		266,300	299,400	337,700	363,000	393,600
127	301,700	333,900		389,900		267,600	300,700	338,900	363,800	394,200
128	302,100	334,300		390,400		268,900	302,000	340,100	364,600	394,800
129	302,300	334,600		390,900		270,000	302,900	341,200	365,300	395,300
130	302,700	335,000		391,400		271,100	304,100	342,300	365,900	395,900
131	303,100	335,400		391,900		272,200	305,300	343,400	366,500	396,500
132	303,500	335,800		392,400		273,300	306,600	344,500	367,100	397,100
133	303,700	336,100		392,900		274,200	307,700	345,600	367,800	397,600
134	304,100	336,500		393,400		275,300	308,900	346,600	368,400	398,200
135	304,500	336,900		393,900		276,400	310,100	347,600	369,000	398,800
136	304,900	337,300		394,400		277,500	311,300	348,600	369,600	399,400

再任  
用職  
員以  
外の  
職員

137	305,100	337,600		
138	305,500	338,000		
139	305,900	338,400		
140	306,300	338,800		
141	306,500	339,100		
142	306,900	339,500		
143	307,300	339,900		
144	307,700	340,300		
145	307,900	340,600		
146	308,300	341,000		
147	308,700	341,400		
148	309,100	341,800		
149	309,300	342,100		
150	309,600	342,500		
151	309,900	342,900		
152	310,200	343,300		
153	310,600	343,600		
154	310,900			
155	311,200			
156	311,500			
157	311,900			
158	312,200			
159	312,500			
160	312,800			
161	313,200			
162	313,500			
163	313,800			
164	314,100			
165	314,500			
166	314,800			
167	315,100			
168	315,400			
169	315,800			
	233,800	258,600	266,000	293,600

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

再任用職員

**第二条** 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十一条第三項中「百分の六十」を「百分の六十二・五」に、「百分の五十」を「百分の五十二・五」に改める。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

**第三条** 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年秋田県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表中「399,000」を「398,000」に、「460,000」を「459,000」に、「523,000」を「522,000」に、「609,000」を「608,000」に、「709,000」を「707,000」に、「810,000」を「808,000」に改める。

第六条第二項中「百分の百二十」を「百分の百二十」に、「百分の百四十」を「百分の百四十」に、「百分の百四十五」を「百分の百三十五」に、「百分の百六十」を「百分の百五十二・五」に改める。

**第四条** 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百四十」を「百分の百三十七・五」に、「百分の百五十二・五」を「百分の百五十五」に改める。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

**第五条** 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年秋田県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表中「376,000」を「375,000」に、「425,000」を「424,000」に、「478,000」を「477,000」に、「544,000」を「543,000」に、「621,000」を「620,000」に、「726,000」を「724,000」に、「850,000」を「848,000」に改める。

第八条第二項中「百分の百二十」を「百分の百二十」に、「百分の百四十」を「百分の百四十」に、「百分の百四十五」を「百分の百三十五」に、「百分の百六十」を「百分の百五十二・五」に改める。

**第六条** 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の百四十」を「百分の百三十七・五」に、「百分の百五十二・五」を「百分の百五十五」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

**第七条** 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年秋田県条例第五号)の一部を次のように改正する。

附則第七項を次のように改める。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 7 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十一年秋田県条例第七十四号)の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額(給与条例附則第二項の規定により給与が減せられて支給される職員にあつては、当該額に百分の九十九を乗じて得た額)を給料として支給する。

- 一 適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員、医療職給料表(若しくは任期付研究員条例第五条第二項に規定する給料表の適用を受ける職員又は同条第一項若しくは任期付職員条例第七条第一項に規定する給料表の適用を受ける職員でその号給が一号給であるもののいずれにも該当しない職員 百分の九十九・五九

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	一級	一号給から五十六号給まで
	二級	一号給から二十四号給まで
	三級	一号給から八号給まで
公安職給料表	一級	一号給から五十二号給まで
	二級	一号給から四十四号給まで
	三級	一号給から三十二号給まで
	四級	一号給から十六号給まで
海事職給料表	一級	一号給から五十二号給まで
	二級	一号給から三十二号給まで
	三級	一号給から八号給まで
教育職給料表(一)	一級	一号給から五十二号給まで
	二級	一号給から三十二号給まで

教育職給料表(一)	一級	一号給から五十二号給まで
	二級	一号給から四十四号給まで
研究職給料表	一級	一号給から五十六号給まで
	二級	一号給から三十二号給まで
医療職給料表(一)	一級	一号給から五十二号給まで
	二級	一号給から三十二号給まで
	三級	一号給から十六号給まで
	四級	一号給から四号給まで
医療職給料表(二)	一級	一号給から五十六号給まで
	二級	一号給から四十号給まで
	三級	一号給から十六号給まで
	四級	一号給から四号給まで

一 前号に掲げる職員以外の職員（医療職給料表(一)又は任期付研究員条例第五条第二項に規定する給料表の適用を受ける職員を除く。） 百分の九十九・八三

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成二十二年十二月一日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。  
(平成二十二年十二月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 平成二十二年十二月に支給する期末手当の額は、第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下この項及び附則第四項において「改正後の給与条例」という。）第二十一条第二項（同条第三項、第三条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第六条第二項又は第五条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例第八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項から第六項まで（職員の育児休業等に関する条例（平成四年秋田県条例第六号）第十七条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第二十四条第一項から第三項まで、第五項若しくは第七項若しくは附則第二項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年秋田県条例第二号）第四条第一項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年秋田県条例第六十四号）第四条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
  - 平成二十二年四月一日（同月二日から同年十二月一日までの間に職員以外の者又は職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（改正後の給与条例附則第二項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年秋田県条例第五号）附則第七項から第九項までの規定の適用を受けない職員に限る。）若しくは医療職給料表(一)若しくは一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第五条第二項に規定する給料表の適用を受ける職員からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となつた者（平成二十二年四月一日に減額改定対象職員であつた者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となつた日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち人事委員会規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当（一般職の職員の給与に関する条例（以下この号において「給与条例」という。）第十二条の二第二項に規定する人事委員会規則で定める額を除く。）及び特勤勤務手当（給与条例第十三条の三の規定による手当を含む。）並びに義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和四十六年秋田県条例第六十六号）第三条第一項に規定する教職調整額の月額合計額に百分の〇・三三を乗じて得た額に、同月から同年十一月までの月数（同年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの期間において、在職しなかつた期間、給料を支給されなかつた期間、減額改定対象職員以外の職員であつた期間その他の人事委員会規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して人事委員会規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
行政職給料表	一級	一号給から九十三号給まで
	二級	一号給から六十四号給まで

	三級	一号給から四十八号給まで
	四級	一号給から三十二号給まで
	五級	一号給から二十四号給まで
	六級	一号給から十六号給まで
	七級	一号給から四号給まで
公安職給料表	一級	一号給から九十二号給まで
	二級	一号給から八十四号給まで
	三級	一号給から七十二号給まで
	四級	一号給から五十六号給まで
	五級	一号給から三十二号給まで
	六級	一号給から二十四号給まで
	七級	一号給から十六号給まで
	八級	一号給から四号給まで
海事職給料表	一級	一号給から六十九号給まで
	二級	一号給から六十九号給まで
	三級	一号給から五十六号給まで
	四級	一号給から四十号給まで
教育職給料表(一)	一級	一号給から九十二号給まで
	二級	一号給から七十二号給まで
	三級	一号給から二十四号給まで
教育職給料表(二)	一級	一号給から九十二号給まで
	二級	一号給から八十四号給まで
	三級	一号給から四十号給まで
研究職給料表	一級	一号給から九十六号給まで
	二級	一号給から七十二号給まで
	三級	一号給から四十号給まで
	四級	一号給から二十四号給まで
	五級	一号給から四号給まで
医療職給料表(一)	一級	一号給から八十五号給まで
	二級	一号給から七十二号給まで
	三級	一号給から五十六号給まで
	四級	一号給から四十四号給まで
	五級	一号給から二十八号給まで
	六級	一号給から十二号給まで

医療職給料表(二)	一級	一号給から九十六号給まで
	二級	一号給から八十号給まで
	三級	一号給から五十六号給まで
	四級	一号給から四十四号給まで
	五級	一号給から二十八号給まで

二 平成二十二年六月一日において減額改定対象職員であった者(任用の事情を考慮して人事委員会規則で定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤労手当の合計額に百分の〇・三三を乗じて得た額

3 平成二十二年四月一日から同年十二月一日までの間において市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第五十九号)の適用を受ける者その他の人事委員会規則で定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第五十九号)の適用を受ける者その他の人事委員会規則で定める者との権衡を考慮して人事委員会規則で定める額」とする。

(平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した職員に関する詭替え)

4 平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した職員に対する改正後の給与条例附則第二項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が五十五歳に達した日後における最初の四月一日」とあるのは「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十二年秋田県条例第五十三号)の施行の日」と、「五十五歳に達した日後における最初の四月一日後」とあるのは「同日後」とする。

(人事委員会規則への委任)

5 前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

6 職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

附則に次の五項を加える。

(給与条例附則第二項の規定により給与が減せられて支給される育児短時間勤務職員等に関する詭替え)

3 育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第二項第一号、第三号及び第四号の規定の適用については、同項第一号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下この項において「算出率」という。)を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」と、同項第三号及び第四号中「給料月額及び」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額及び」と、「給料月額に」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額に」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。

4 育児短時間勤務職員に対する市町村立学校職員給与条例附則第二項第一号、第四号及び第五号の規定の適用については、同項第一号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に市町村立学校職員給与条例第二十八条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下この項において「算出率」という。)を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」と、同項第四号及び第五号中「給料月額」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額」と、「給料月額に」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額に」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。

5 任期付短時間勤務職員に対する給与条例附則第二項第一号の規定の適用については、同号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下この号において「算出率」という。)を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」とする。

6 任期付短時間勤務職員に対する市町村立学校職員給与条例附則第二項第一号の規定の適用については、同号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に第二十八条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下この号において「算出率」という。)を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」とする。

7 給与条例附則第二項又は市町村立学校職員給与条例附則第二項の規定により給与が減せられて支給される職員に対する第二十六条第一項の規定の適用については、同項中「第十九条の二」及び「第二十条第二項」とあるのは、「附則第四項」とする。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

7 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年秋田県条例第三号)の一部を次のように改正する。

附則第十二項を次のように改める。

(一般職の職員の給与に関する条例附則第二項の規定により給与が減せられて支給される職員に関する詭替え)

12 一般職の職員の給与に関する条例附則第二項の規定により給与が減せられて支給される職員に対する第十五条第三項の規定の適用については、同項中「第十九条の二」とあるのは、「附則第四項」とする。

附則第十三項を削る。

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)



- 8 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。
- 附則第二項を次のように改め、同項の前に見出しとして「(給与条例附則第二項等の規定により給与が減せられて支給される短時間勤務職員に関する読書)」を付する。
- 2 第四条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員(企業職員である者を除く。次項において同じ。)に対する給与条例附則第二項第一号の規定の適用については、同号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第二条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下この号において「算出率」という。)を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」とする。
- 附則に次の一項を加える。
- 3 第四条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員に対する市町村立学校職員給与条例附則第二項第一号の規定の適用については、同号中「号給の給料月額に」とあるのは「号給の給料月額に第二十八条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(以下この号において「算出率」という。)を乗じて得た額に」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」とする。
- (職員の修学部分休業に関する条例の一部改正)
- 9 職員の修学部分休業に関する条例(平成十七年秋田県条例第六号)の一部を次のように改正する。
- 附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。
- 2 一般職の職員の給与に関する条例附則第二項又は市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第二項の規定により給与が減せられて支給される職員に対する第三条の規定の適用については、同条中「第十九条の二」及び「第二十条第二項」とあるのは、「附則第四項」とする。
- (職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正)
- 10 職員の高齢者部分休業に関する条例(平成十九年秋田県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。
- 附則第一項の見出しを削る。
- 附則第二項を次のように改める。
- 2 一般職の職員の給与に関する条例附則第二項又は市町村立学校職員の給与等に関する条例附則第二項の規定により給与が減せられて支給される職員に対する第三条の規定の適用については、同条中「第十九条の二」及び「第二十条第二項」とあるのは、「附則第四項」とする。

#### 秋田県条例第五十四号

知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例

第一条 知事等の給与および旅費に関する条例(昭和三十二年秋田県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の百二十、」を「百分の百二十」に、「百分の百四十、」を「百分の百四十」に、「百分の百四十五」を「百分の百三十五」に、「百分の百六十」を「百分の百五十二・五」に改める。

附則第六項を次のように改める。

6 平成二十二年十二月に支給する期末手当については、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十二年秋田県条例第五十三号)附則第二項及び第三項の規定は、適用しない。

第二条 知事等の給与および旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の百四十」を「百分の百三十七・五」に、「百分の百五十二・五」を「百分の百五十五」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年十二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

#### 秋田県条例第五十五号

市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正)

第一条 市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「まで」の下に「及び附則第二項第四号」を加え、同条第二項中「百分の百四十五」を「百分の百三十五」に改め、同条第三項中「百分の百四十五」を「百分の百三十五」に、「百分の八十」を「百分の七十七・五」に改め、同条第四項中「死亡した日現在」の下に「。附則第一項第四号において同じ。」を加える。

第二十三條第一項中「この条」の下に「及び附則第二項第五号」を加え、同条第二項第一号中「次項」の下に「及び附則第二項第五号」を加え、同項第二号中「百分の三十五」を「百分の三十二・五」に改める。

附則第二項から第四項までを次のように改める。

2 当分の間、職員(次の表の給料素欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。)のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たつては、当該特定職員が五十五歳に達した日後における最初の四月一日(特定職員以外の者が五十五歳

に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 給料月額 当該特定職員の給料月額に百分の一を乗じて得た額(当該特定職員の給料月額に百分の九十九を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合(以下この項、附則第四項及び第五項において「最低号給に達しない場合」という。))にあつては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下この項及び附則第四項において「給料月額減額基礎額」という。)
- 二 へき地手当 当該特定職員の給料月額に対するへき地手当の月額に百分の一を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に、第十七条の二第三項各号又は第四項に定める支給割合を乗じて得た額)
- 三 へき地手当に準ずる手当 当該特定職員の給料月額に対するへき地手当に準ずる手当の月額に百分の一を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対するへき地手当に準ずる手当の月額)
- 四 期末手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額(第二十二條第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該給料月額に、当該給料月額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第二項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、百分の一を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額(同条第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該給料月額減額基礎額に、当該給料月額減額基礎額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額)に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第二項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)
- 五 勤働手当 それぞれの基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額(第二十三條第四項において運用する第二十二條第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該給料月額に、当該給料月額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第五項において「勤働手当減額対象額」という。)に、当該特定職員に支給される勤働手当に係る第二十三條第二項前段に規定する県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定める支給割合を乗じて得た額に百分の一を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額(同条第四項において運用する第二十二條第五項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該給料月額減額基礎額に、当該給料月額減額基礎額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額。附則第五項において「勤働手当減額基礎額」という。)に、当該特定職員に支給される勤働手当に係る第二十三條第二項前段に規定する県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定める支給割合を乗じて得た額)
- 六 第二十六條第二項から第六項までの規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - イ 第二十六條第一項 前各号に定める額
  - ロ 第二十六條第二項又は第三項 第一号及び第四号に定める額に百分の八十を乗じて得た額
  - ハ 第二十六條第四項 第一号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
  - ニ 第二十六條第五項 第一号及び第四号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
  - ホ 第二十六條第六項 第四号に定める額に百分の八十を乗じて得た額(同条第五項の規定により給与の支給を受ける職員にあつては、同号に定める額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額)

給料表	職務の級
教育職給料表(一)	四級
教育職給料表(二)	四級
行政職給料表	六級

- 3 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。
- 4 附則第二項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第二十條第一項に規定する勤務一時間当たりの給与額は、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、給料月額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額に百分の一を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に十二を乗じ、その額を一週間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額)に相当する額を減じた額とする。  
附則に次の一項を加える。
- 5 附則第二項の規定が適用される間、第二十三條第二項第一号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第二項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤働手当減額対象額に百分の〇・六七五を乗じて得た額(最低号給に達し

ない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に百分の六十七・五を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。  
別表第一から別表第三までを次のように改める。

別表第1 (第5条関係)

教育職給料表

1 教育職給料表 (1)

職員の 区分	1 級		2 級		3 級		4 級	
	職務 号給	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1	148,800	164,400	285,600	412,700				
2	150,300	166,500	288,700	414,300				
3	151,800	168,600	291,800	415,900				
4	153,300	170,800	294,900	417,500				
5	154,900	172,800	297,600	419,200				
6	156,800	175,000	300,700	420,800				
7	158,600	177,200	303,800	422,400				
8	160,400	179,400	306,900	424,000				
9	162,200	181,700	309,900	425,500				
10	164,300	184,500	312,800	426,900				
11	166,300	187,200	315,700	428,300				
12	168,300	189,900	318,600	429,700				
13	170,300	192,800	321,400	431,100				
14	172,500	194,500	323,700	432,500				
15	174,700	196,200	326,000	433,900				
16	176,900	197,900	328,300	435,300				
17	179,200	199,700	330,600	436,600				
18	181,800	201,400	332,900	438,000				
19	184,300	203,100	335,200	439,300				
20	186,800	204,800	337,500	440,700				
21	189,300	206,600	339,800	442,000				
22	191,000	208,500	342,100	443,400				
23	192,700	210,400	344,400	444,800				
24	194,400	212,300	346,700	446,200				
25	196,900	214,000	348,900	447,500				
26	197,500	216,000	350,800	448,800				
27	199,100	218,000	352,700	450,100				
28	200,700	220,000	354,600	451,400				
29	202,400	221,900	356,500	452,700				
30	204,100	224,600	358,400	453,900				
31	205,800	227,300	360,200	455,100				
32	207,500	230,000	362,100	456,300				
33	209,000	232,800	363,900	457,500				
34	210,700	235,700	365,700	458,400				
35	212,400	238,600	367,500	459,300				
36	214,100	241,500	369,300	460,200				
37	215,700	244,300	371,200	461,100				
38	217,400	247,100	372,800	461,100				
39	219,100	249,900	374,400	461,100				
40	220,800	252,700	376,000	461,100				

41	222,600	255,500	377,400
42	224,400	258,100	378,900
43	226,200	260,700	380,400
44	228,000	263,300	381,900
45	229,900	265,700	383,500
46	231,600	268,300	385,100
47	233,300	270,800	386,700
48	235,000	273,300	388,300
49	236,700	275,800	389,800
50	238,400	278,400	391,300
51	240,100	281,000	392,800
52	241,800	283,600	394,300
53	243,100	286,100	395,900
54	244,800	288,700	397,300
55	246,400	291,200	398,600
56	248,100	293,700	399,900
57	249,600	296,000	401,400
58	251,100	298,700	402,800
59	252,600	301,400	404,200
60	254,100	304,100	405,600
61	255,700	306,600	406,900
62	257,200	309,100	408,300
63	258,700	311,600	409,700
64	260,100	314,100	411,100
65	261,400	316,500	412,300
66	263,000	318,700	413,500
67	264,600	320,900	414,700
68	266,100	323,100	415,900
69	267,800	325,400	417,000
70	269,300	327,600	418,200
71	270,800	329,800	419,400
72	272,300	331,900	420,600
73	273,600	334,100	421,600
74	274,900	336,300	422,400
75	276,200	338,500	423,200
76	277,500	340,700	424,000
77	278,900	342,700	424,900
78	280,100	344,600	425,700
79	281,300	346,500	426,500
80	282,500	348,400	427,300
81	283,800	350,200	428,100
82	285,000	352,000	428,800
83	286,200	353,800	429,500
84	287,400	355,600	430,200
85	288,500	357,100	430,900
86	289,500	358,800	431,600
87	290,500	360,500	432,300
88	291,500	362,100	433,000

再任用職員以外の職員

137	408,700	225,800	408,700	292,600	363,800	433,700
138	409,300		409,300	293,500	365,100	434,400
139	409,900		409,900	294,400	366,500	435,100
140	410,500		410,500	295,300	367,900	435,800
141	410,900		410,900	295,800	369,400	436,300
142	411,500		411,500	296,600	370,700	
143	412,100		412,100	297,400	372,000	
144	412,700		412,700	298,200	373,300	
145	413,100		413,100	299,100	374,700	
146	413,700		413,700	299,900	375,800	
147	414,300		414,300	300,700	376,900	
148	414,900		414,900	301,500	378,000	
149	415,300		415,300	302,400	379,200	
再任用職員	275,200	225,800	275,200	302,900	380,300	412,700
				303,400	381,400	
				303,900	382,500	
				304,400	383,500	
				304,800	384,500	
				305,200	385,400	
				305,600	386,400	
				305,800	387,300	
				306,200	388,300	
				306,600	389,300	
				307,000	390,300	
				307,200	391,100	
				307,500	392,000	
				307,800	392,900	
				308,100	393,800	
				308,400	394,800	
				308,700	395,600	
				309,000	396,400	
				309,300	397,200	
				309,500	397,900	
				309,800	398,700	
				310,100	399,500	
				310,400	400,300	
				310,600	401,000	
					401,700	
					402,400	
					403,100	
					403,900	
					404,600	
					405,300	
					406,000	
					406,500	
					407,100	
					407,700	
					408,300	

備考

- この表は、市町村立の小学校及び中学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（教育職給料表(2)の適用を受ける職員を除く。）に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

2 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	給料月額			
		1級	2級	3級	4級
45	再任用職員	230,900	296,000	416,900	423,100
46	再任用職員	232,600	298,700	418,500	425,000
47	再任用職員	234,300	301,400	420,100	426,900
48	再任用職員	236,000	304,100	421,700	428,800
49	再任用職員	237,600	306,600	423,400	430,700
50	再任用職員	239,300	309,100	425,000	432,600
51	再任用職員	241,000	311,600	426,600	434,500
52	再任用職員	242,700	314,100	428,200	436,400
53	再任用職員	244,100	316,500	429,900	438,200
54	再任用職員	245,800	318,700	431,500	440,000
55	再任用職員	247,400	320,900	433,100	441,900
56	再任用職員	249,100	323,100	434,700	443,800
57	再任用職員	250,600	325,400	436,400	445,600
58	再任用職員	252,200	327,600	438,000	447,500
59	再任用職員	253,800	329,800	439,500	449,400
60	再任用職員	255,400	331,900	441,100	451,300
61	再任用職員	257,000	334,100	442,800	453,100
62	再任用職員	258,600	336,300	444,400	455,000
63	再任用職員	260,200	338,500	446,000	456,900
64	再任用職員	261,700	340,700	447,600	458,800
65	再任用職員	263,200	342,900	449,300	460,600
66	再任用職員	264,900	345,100	450,900	462,500
67	再任用職員	266,500	347,300	452,500	464,400
68	再任用職員	268,200	349,500	454,100	466,200
69	再任用職員	269,700	351,500	455,700	468,000
70	再任用職員	271,200	353,600	457,300	469,700
71	再任用職員	272,700	355,700	458,900	471,400
72	再任用職員	274,200	357,800	460,500	473,100
73	再任用職員	275,500	359,600	462,000	474,900
74	再任用職員	276,900	361,500	463,000	476,600
75	再任用職員	278,300	363,500	464,000	478,200
76	再任用職員	279,700	365,400	465,000	479,900
77	再任用職員	281,100	367,400	465,800	481,600
78	再任用職員	282,300	369,100	466,600	483,600
79	再任用職員	283,500	370,800	467,400	485,600
80	再任用職員	284,700	372,500	468,200	487,600
81	再任用職員	286,000	374,200	469,000	489,600
82	再任用職員	287,200	375,700	469,800	491,600
83	再任用職員	288,400	377,200	470,600	493,600
84	再任用職員	289,600	378,700	471,400	495,600
85	再任用職員	290,900	380,200	472,200	497,600
86	再任用職員	292,100	381,700	473,000	499,600
87	再任用職員	293,300	383,200	473,800	501,600
88	再任用職員	294,500	384,700	474,600	503,600
89	再任用職員	295,700	386,100	475,400	505,600
90	再任用職員	296,900	387,500	476,200	507,600
91	再任用職員	298,100	388,900	477,000	509,600
92	再任用職員	299,300	390,300	477,800	511,600

141	330,900			
142	331,200			
143	331,500			
144	331,800			
145	332,100			
146	332,400			
147	332,700			
148	333,000			
149	333,200			
150	333,500			
151	333,800			
152	334,100			
153	334,300			
再任 用職 員	234,700	278,600	336,700	423,100

備考

1 この表は、市町村立の中学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師で、当該中学校における教育に一貫して教育を施す高等学校の教科を担当するもの（教育委員会規則で定める職員に限る。）に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

93	300,100	391,800
94	301,300	393,100
95	302,500	394,400
96	303,700	395,700
97	304,700	397,100
98	305,800	398,100
99	306,900	399,200
100	308,000	400,300
101	308,900	401,400
102	310,000	402,500
103	311,100	403,600
104	312,200	404,700
105	313,100	405,600
106	314,000	406,600
107	314,900	407,600
108	315,800	408,600
109	316,800	409,500
110	317,400	410,400
111	318,000	411,300
112	318,600	412,200
113	319,300	412,900
114	319,800	413,700
115	320,300	414,500
116	320,800	415,300
117	321,400	416,100
118	321,900	416,900
119	322,400	417,600
120	322,900	418,400
121	323,500	419,200
122	324,000	419,700
123	324,500	420,200
124	325,000	420,700
125	325,600	421,100
126	326,000	421,600
127	326,400	422,100
128	326,800	422,600
129	327,100	423,000
130	327,500	423,500
131	327,900	424,000
132	328,300	424,500
133	328,500	424,900
134	328,800	425,400
135	329,100	425,900
136	329,400	426,400
137	329,800	426,800
138	330,000	
139	330,300	
140	330,600	

別表第2 (第5条関係) 行政職給料表

職員の区分	職務の級	給料月額					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
41		196,900	254,200	297,400	344,400	370,100	398,400
42		198,200	255,600	299,100	346,300	371,300	399,600
43		199,500	257,000	300,800	348,200	372,500	400,800
44		200,800	258,400	302,500	350,100	373,700	402,000
45		202,000	259,700	304,200	352,000	374,700	403,000
46		203,300	261,100	305,900	353,600	375,600	403,700
47		204,600	262,500	307,600	355,200	376,500	404,400
48		205,900	263,900	309,300	356,800	377,400	405,100
49		207,100	265,200	310,600	358,500	378,400	405,900
50		208,200	266,400	312,200	359,700	379,200	406,600
51		209,300	267,700	313,800	360,900	380,000	407,300
52		210,400	269,000	315,400	362,000	380,800	408,000
53		211,600	270,100	317,100	363,000	381,700	408,800
54		212,600	271,400	318,700	364,100	382,400	409,500
55		213,600	272,700	320,300	365,100	383,100	410,200
56		214,600	274,000	321,900	366,200	383,800	410,900
57		215,400	275,200	323,400	367,100	384,500	411,600
58		216,400	276,300	324,600	367,800	385,100	412,300
59		217,300	277,400	325,800	368,500	385,800	413,000
60		218,300	278,500	327,000	369,200	386,500	413,700
61	再任	219,200	279,700	328,100	369,800	387,000	414,300
62	用職	220,200	280,700	329,100	370,500	387,700	415,000
63	員以	221,200	281,700	330,000	371,200	388,400	415,700
64	外の	222,200	282,700	331,000	371,900	389,100	416,400
65	職員	223,000	283,500	331,900	372,400	389,600	416,900
66		224,000	284,400	332,700	373,100	390,300	417,500
67		225,000	285,300	333,500	373,800	391,000	418,200
68		226,100	286,200	334,300	374,500	391,700	418,900
69		226,900	287,200	335,200	375,000	392,200	419,400
70		227,700	288,000	335,900	375,700	392,900	420,100
71		228,500	288,800	336,600	376,400	393,600	420,800
72		229,300	289,600	337,300	377,100	394,300	421,500
73		230,100	290,400	337,800	377,600	394,800	422,000
74		230,800	290,900	338,400	378,300	395,500	422,700
75		231,500	291,400	339,000	379,000	396,200	423,400
76		232,200	291,900	339,600	379,700	396,900	424,100
77		233,000	292,300	340,000	380,200	397,300	424,600
78		233,800	292,700	340,500	380,800	398,000	425,300
79		234,600	293,100	341,000	381,400	398,700	426,000
80		235,400	293,500	341,500	382,000	399,400	426,700
81		236,100	293,800	342,000	382,700	399,900	427,400
82		236,800	294,200	342,500	383,300	400,600	428,100
83		237,500	294,600	343,000	383,900	401,300	428,800
84		238,200	295,000	343,500	384,500	402,000	429,500
85		239,000	295,300	344,000	385,100	402,500	430,200
86		239,700	295,700	344,500	385,700	403,000	430,900
87		240,400	296,100	345,000	386,300	403,500	431,600
88		241,100	296,500	345,500	386,900	404,000	432,300



別表第3 (第5条関係)

医療職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600
	12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800
	13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300
	16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400
	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700
	19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800
	20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900
	21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100
	22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100
	23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100
	24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100
	25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100
	26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100
	27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100
	28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100
	29	186,800	223,400	259,200	290,600	338,900
	30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700
	31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500
	32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300
	33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100
	34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000
	35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900
	36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800
	37	197,500	236,400	273,200	305,200	353,600
	38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,300
	39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000
	40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700

再任用職員

備考 この表は、市町村立の小学校及び中学校の事務職員に適用する。

89	241,900	296,800	345,900	296,800	387,600
90	242,400	297,200	346,400	297,200	388,200
91	242,900	297,600	346,900	297,600	388,800
92	243,400	298,000	347,400	298,000	389,400
93	243,700	298,200	347,700	298,200	390,100
94		298,600	348,200	298,600	
95		299,000	348,700	299,000	
96		299,400	349,200	299,400	
97		299,600	349,500	299,600	
98		300,000	350,000	300,000	
99		300,400	350,500	300,400	
100		300,800	351,000	300,800	
101		301,000	351,300	301,000	
102		301,400	351,700	301,400	
103		301,800	352,100	301,800	
104		302,200	352,500	302,200	
105		302,400	353,000	302,400	
106		302,800	353,400	302,800	
107		303,200	353,800	303,200	
108		303,600	354,200	303,600	
109		303,800	354,700	303,800	
110		304,200	355,100	304,200	
111		304,600	355,500	304,600	
112		305,000	355,900	305,000	
113		305,200	356,400	305,200	
114		305,600		305,600	
115		306,000		306,000	
116		306,400		306,400	
117		306,600		306,600	
118		306,900		306,900	
119		307,200		307,200	
120		307,500		307,500	
121		307,900		307,900	
122		308,200		308,200	
123		308,500		308,500	
124		308,800		308,800	
125		309,200		309,200	
	186,300	214,000	258,400	214,000	294,300
					320,300

89				293,200	330,900	352,900	202,600	242,700	280,000	312,100	360,300
90				293,500	331,300	353,300	203,800	244,200	281,700	313,800	361,600
91				293,800	331,700	353,700	205,000	245,700	283,400	315,500	362,900
92				294,100	332,100	354,100	206,200	247,200	285,100	317,200	364,200
93				294,500	332,600	354,600	207,500	248,600	286,800	318,500	365,400
94				294,800	332,900	355,000	208,600	250,200	288,500	320,000	366,600
95				295,100	333,300	355,400	209,700	251,800	290,200	321,500	367,800
96				295,400	333,700	355,800	210,800	253,400	291,900	323,100	369,000
97				295,800	333,900	356,300	211,900	255,000	293,400	324,600	370,200
98				296,100	334,300	356,700	212,900	256,400	295,000	325,900	371,200
99				296,400	334,700	357,100	213,900	257,800	296,600	327,200	372,200
100				296,700	335,100	357,500	214,900	259,200	298,200	328,500	373,200
101				297,100	335,300	358,000	215,700	260,500	299,600	329,600	374,000
102				297,400	335,700	358,400	216,700	261,900	301,100	330,600	374,900
103				297,700	336,100	358,800	217,600	263,300	302,600	331,700	375,800
104				298,000	336,500	359,200	218,600	264,700	304,100	332,800	376,700
105				298,300	336,700	359,700	219,500	265,800	305,500	333,600	377,500
106					337,100		220,400	267,100	306,800	334,600	378,300
107					337,500		221,300	268,400	308,100	335,600	379,100
108					337,900		222,200	269,700	309,500	336,600	379,900
109					338,100		223,200	270,800	310,800	337,400	380,500
110					338,500		224,200	272,100	312,100	338,100	381,200
111					338,900		225,200	273,400	313,400	338,800	381,900
112					339,300		226,300	274,700	314,700	339,500	382,600
113					339,500		227,000	275,900	316,100	340,200	383,200
再任用職員				214,100	246,500	260,100	227,900	277,000	316,900	340,900	383,900
				187,300			228,800	278,100	317,700	341,600	384,600
							229,700	279,200	318,500	342,300	385,300
							230,400	280,300	319,400	343,000	385,800
							231,100	281,400	320,200	343,600	386,400
							231,800	282,500	321,000	344,200	387,000
							232,500	283,600	321,800	344,800	387,600
							233,300	284,500	322,600	345,300	388,300
							234,100	285,200	323,200	345,900	388,900
							234,900	285,900	323,800	346,500	389,500
							235,700	286,700	324,400	347,100	390,100
							236,300	287,500	325,100	347,600	390,800
							236,900	288,100	325,600	348,100	391,400
							237,500	288,700	326,100	348,600	392,000
							238,100	289,300	326,600	349,100	392,600
							238,600	290,000	327,200	349,500	393,300
							239,000	290,500	327,700	349,900	393,900
							239,400	291,000	328,200	350,300	394,500
							239,800	291,500	328,700	350,700	395,100
							240,300	291,900	329,300	351,200	395,800
							292,200	351,600	330,000	352,000	
							292,500	352,000	330,000	352,000	
							292,800	352,400	330,400	352,400	

再任用職員以外の職員

備考 この表は、市町村立の小学校及び中学校並びに共同調理場の学校栄養職員に適用する。

**第二条** 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「百分の六十」を「百分の六十二・五」に改める。

(市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

**第三条** 市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年秋田県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「百分の九十九・七六」を「百分の九十九・五九」に改め、「相当する額」の下に「(条例附則第二項の規定により給与が減せられて支給される職員にあつては、当該額に百分の九十九を乗じて得た額)」を加える。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年十二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

(平成二十二年十二月に支給する期末手当に関する特別措置)

2 平成二十二年十二月に支給する期末手当の額は、第二条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例(以下この項及び附則第四項において「改正後の条例」という。)第十二条第二項(同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第四項から第七項まで(職員の育児休業等に関する条例(平成四年秋田県条例第六号)第十八条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第二十六条第一項から第三項まで、第五項若しくは第六項又は附則第二項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成二十二年四月一日(同月二日から同年十二月一日までの間に職員以外の者又は職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの(改正後の条例附則第二項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例附則第七項から第九項までの規定の適用を受けない職員に限る。)からこれらの職員以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となつた者(平成二十二年四月一日に減額改定対象職員であつた者で任用の事情を考慮して教育委員会規則で定めるものを除く。)にあつては、その減額改定対象職員となつた日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち教育委員会規則で定める日)において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当(市町村立学校職員の給与等に関する条例(以下この項において「条例」という。)第十六条の二第二項に規定する教育委員会等で定める額を除く。)及びくき地手当(条例第十七条の三の規定による手当を含む。)並びに義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年秋田県条例第六十六号)第三条第一項に規定する教職調整額の月額合計額に百分の〇・三三を乗じて得た額に、同月から同年十一月までの月数(同年四月一日からこの条例の施行の日の前日までの期間において、在職しなかつた期間、給料を支給されなかつた期間、減額改定対象職員以外の職員であつた期間その他の教育委員会規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して教育委員会規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
教育職給料表(一)	一級	一号給から九十二号給まで
	二級	一号給から八十四号給まで
	三級	一号給から四十号給まで
教育職給料表(二)	一級	一号給から九十二号給まで
	二級	一号給から七十二号給まで
	三級	一号給から二十四号給まで
行政職給料表	一級	一号給から九十二号給まで
	二級	一号給から六十四号給まで
	三級	一号給から四十八号給まで
	四級	一号給から三十二号給まで
	五級	一号給から二十四号給まで

医療職給料表	六級	一号給から十六号給まで
	一級	一号給から八十五号給まで
	二級	一号給から七十二号給まで
	三級	一号給から五十六号給まで
	四級	一号給から四十四号給まで
	五級	一号給から二十八号給まで

二 平成二十二年六月一日において減額改定対象職員であった者(任用の事情を考慮して教育委員会規則で定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤奨手当の合計額に百分の〇・三三を乗じて得た額

3 平成二十二年四月一日から同年十二月一日までの間において一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号)の適用を受ける者その他の教育委員会規則で定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で任用の事情を考慮して教育委員会規則で定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第二十二号)の適用を受ける者その他の教育委員会規則で定める者との権衡を考慮して教育委員会規則で定める額」とする。

(平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した職員に関する読替え)

4 平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した職員に対する改正後の条例附則第二項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が五十五歳に達した日後における最初の四月一日」とあるのは「市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十二年秋田県条例第五十五号)の施行の日」と、「五十五歳に達した日後における最初の四月一日後」とあるのは「同日後」とする。

(教育委員会規則への委任)

5 前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

#### 秋田県条例第五十六号

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例

第一条 教育長の給与及び旅費等に関する条例(昭和五十八年秋田県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「百分の百二十、」を「百分の百二十」に、「百分の百四十、」を「百分の百四十」に、「百分の百四十五」を「百分の百三十五」に、「百分の百六十」を「百分の百五十二・五」に改める。

附則第四項を次のように改める。

4 平成二十二年十二月に支給する期末手当については、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十二年秋田県条例第五十三号)附則第二項及び第三項の規定は、適用しない。

第二条 教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「百分の百四十」を「百分の百三十七・五」に、「百分の百五十二・五」を「百分の百五十五」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年十二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

発行者 秋 田 県  
購読料金 一ヶ月 3,675円(税込み)  
印刷所 株式会社 松原印刷社

秋田市山王四丁目1番1号  
秋田市山王七丁目5番29号  
電話：018-862-8766 FAX：018-863-0005  
URL <http://www.matsubarainsatsu.co.jp/>  
秋田市山王七丁目5番29号

印刷者 松原 繁雄